

社会福祉法人村上岩船福祉会 認知症高齢者 グループホームたかつぼ 認知症対応型共同生活介護事業 及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人村上岩船福祉会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 本事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 認知症高齢者グループホームたかつぼ 新潟県村上市下鍛冶屋572番地7

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員を別表1のとおり配置し、職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、次のとおりとする。

(1) 認知症高齢者グループホームたかつぼ 9人

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

2 認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業所の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスであるときはその本人負担分とする。ただし、次に掲げる項目については、別表2のとおりとする

(1) 食費

(2) 家賃

(3) 水道光熱費

(4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用

2 月の中途における入居又は退居については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行等の口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

4 入退居の決定に関して判定委員会を設置する。委員会の構成は、管理者及び介護士並びに連携する介護老人福祉施設の施設長、次長及び看護師とする。

(秘密保持)

第11条 職員は、業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(身体拘束の制限)

第17条 利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や行動を制限しない。

2 前項の緊急やむを得ない場合においては、理由を本人に説明し、利用者の家族等の同意を得るとともに、速やかな解除に努め、一連の経過を利用者の家族等に報告し記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
(運営推進会議)

第19条 事業所は運営推進会議を設置し、活動状況を報告し評価を受け、必要な要望・助言等を聴くものとする。

- 2 会議の構成は、利用者の代表者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員、地域包括支援センター職員及び事業者が必要と認める者とする。
(その他運営についての重要事項)

第20条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

- 1. この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
(平19. 7. 24)
- 1. この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
(平20. 2. 25)
- 1. この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
(平20. 11. 27)
- 1. この規程は、議決の日から施行する。
附 則 (平24. 3. 27)
- 1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
附 則 (平27. 7. 29)
- 1. この規程は、平成27年8月1日から施行する。
附 則 (平27. 10. 28)
- 1. この規程は、平成28年1月1日から施行する。
附 則 (平29. 4. 26)
- 1. この規程は、平成29年7月1日から施行する。
附 則 (平30. 11. 26)
- 1. この規程は、議決の日から施行し、平成30年8月1日から適用する。
附 則 (令4. 3. 9)

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令5. 3. 8）

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業職員配置表

	たかつぼ
(1) 管理者	1人
(2) 計画作成担当者	1人（兼務）
(3) 介護職員	5人以上

別表2（第9条関係）

（認知症高齢者グループホームたかつぼ）

区 分	利 用 料
(1) 食費	900円/日
(2) 家賃	26,100/月
(3) 水道光熱費	16,800/月
(4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用	実 費

注：日割り計算をする場合、30日をもって1カ月とする。